

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金 Q A 集

申 請 時

Q 1 どのような事業者が補助対象者となりますか。

本店である営業所の所在地が高松市内である中小企業又は市内に住所を有する個人事業主が対象となります。その他の要件は「交付申請要領」P 3～P 4を確認してください。

Q 2 コンソーシアムに国・県・地方自治体は含まれますか。

含まれません。（「交付申請要領」P 4）

Q 3 補助対象経費の支払は完了日後でもかまいませんか。

完了日までに支払まで完了させてください。補助対象経費は以下の①～④を満たすものです。（「交付申請要領」P 5）

- ①補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②事業着手日から事業完了日までの期間中に発生し、事業完了日までに支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- ④補助対象者である中小 I T 企業者が契約し、支払をしている経費（コンソーシアム構成者間の取引は補助対象外です。ただし、補助事業実施に係るコンソーシアム構成者の事業従事者に対する謝金については、例外として認めます。）

Q 4 人件費は補助対象経費となりますか。

対象となります。詳細は、交付申請要領 P 6 及び別紙人件費に関する注意事項を必ず確認してください。

Q 5 コンソーシアム構成員に支払う謝金に係る源泉所得税は補助対象となりますか。

補助対象とします。なお、謝金については、源泉徴収を行ったことが分かる資料を実績報告時に提出してください。（「交付申請要領」P 6）

Q 6 国や県等の他の補助金との併用が可能ですか。

国、県又はその他各種団体等の他の補助金と重複する事業については、本補助金の補助対象となりません。（「交付申請要領」P 4）

Q 7 見積書は1者からの取得でかまいませんか。

売買、請負その他の契約を締結しようとする場合は、原則として、2者以上の事業者から見積徴取をし、予定価格の範囲内で、最低の価格を提示した者を契約の相手方として選定してください。ただし、その契約の性質が競争入札に適しないものであるなど、複数の事業者から見積りを徴取することが困難又は不相当であると認める場合は、別途、理由書（様式任意）を提出いただくことで、1者からの見積徴取を可とします。（「交付申請要領」P 7）

事業実施中

Q 10 変更申請が必要な場合は、どのような時ですか。

変更申請が必要な場合は、以下のとおりです。変更交付決定には一定程度時間がかかります。時間の余裕を持って高松市産業振興課に御相談ください。（「交付申請要領」P 11）

- ① 補助対象経費の区分に応じ計上された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその20パーセントの範囲内で増加又は減少させるものであって、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額の減少である場合を除きます。
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、その変更が補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額の減少である場合であって、次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは除きます。
 - ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

必要例

	変更前	変更後
旅費	200,000	0
報償費	50,000	45,000
合計	250,000	45,000

旅費及び補助対象経費の合計が20%以上の減額となるため、必要

不要例

	変更前	変更後
旅費	200,000	160,000
謝金	50,000	40,000
合計	250,000	200,000

補助対象経費の合計が20%以内の減額となるため、不要

Q11 業務日誌はまとめて記載してもかまいませんか。

事業従事者の本人が、自分で、毎日記載し、社内決裁を受けてください。数週間分まとめて記載したり、他の者が記載したりする等、事実と異なる記載がなされるおそれがないようにしてください。また、出勤簿と齟齬が生じていないか、提出前に必ず確認してください。（別紙 人件費に関する注意事項）

Q12 謝金について注意事項はありますか。

申請時には謝金支払基準を、実績報告時には従事内容が分かる資料（開催通知及び出席者名簿等）、従事依頼書等及び支払が分かる証拠書類を提出していただきます。会議開催の写真等、従事した内容が分かる書類を適宜添付してください。

また、謝金の対象となるのは、申請時に「本事業の従事者」として登録した者に限ります。代理で他の方が出席した場合は対象となりません。

実績報告

Q13 実績報告の締切日までに、全ての書類が揃わなくてもかまいませんか。

提出日までに、全ての書類を御用意お願いします。特別な事情がある場合のみ、御相談ください。

Q14 契約書や領収書は申請者（補助事業者）名義でなくてもかまいませんか。

必ず申請者（補助事業者）でなくてはなりません。提出前に、全ての宛名が申請者（補助事業者）名義になっているか、確認してください。